

「認知症ケアパス」一覧表

状態や症状に応じて利用できる支援やサービスがあります。

(令和5年6月末現在の情報です)

認知症の段階	自立	認知症の疑いがある	症状はあっても日常生活は自立している	見守りがあれば日常生活は自立できる	日常生活に手助けや介護が必要	常に介護が必要		
	基本チェックリスト該当者・要支援者				要介護者			
本人の様子	もの忘れは多少あるが日常生活は自立している。認知症ではない	気になる物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成などを含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理などにミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレがうまくできない	日常生活のほとんどに介護が必要になる。会話などコミュニケーションが難しくなる	ほぼ寝たきりで日常生活のすべてに介護が必要になる。意思の疎通が難しくなる	
相談する 10ページ	地域包括支援センター				ケアマネジャー（介護支援専門員）			
その他の相談先								
予防・悪化を防ぐ 11ページ	認知症予防講演会・予防教室など			通所介護				
	ふれあいサロン・いきいき百歳体操・総合事業							
	総合健診							
他者とつながる役割をもつ 12ページ	シルバー人材センター・ボランティア活動・介護支援ボランティアポイント・老人クラブ							
	認知症カフェ・総合事業							
安否確認・見守り 13ページ	民生委員・あったかカード							
	認知症サポーター・地域による見守り							
	配食サービス・緊急通報システム							
				GPS助成事業・見守りサービス・認知症高齢者等見守りSOSネットワーク				
生活支援や身体介護 14ページ	訪問A（総合事業）・有償ボランティア			訪問介護				
	通所A・B（総合事業）			訪問看護・訪問入浴・通所介護				
医療を受ける 15ページ	認知症初期集中支援チーム ※認知症の知識を持つ専門職が支援します							
	かかりつけ医・もの忘れ相談医・認知症サポート医							
	認知症専門外来・認知症疾患医療センター							
家族を支援する 16ページ	認知症の人と家族の会・介護者のつどい（家族介護教室・家族介護者交流事業）							
	地域包括支援センター・社会福祉協議会・ケアマネジャー			短期入所生活介護				
	介護用品購入費助成事業・介護慰労金							
本人の権利をまもる 17ページ	日常生活自立支援事業・成年後見制度							
	消費生活センター							
	想いのマップ（18ページ）							
住まいを考える 18ページ					特別養護老人ホーム・介護医療院			
					グループホーム・老人保健施設等			
	サービス付高齢者向け住宅・有料老人ホーム・ケアハウス・養護老人ホーム等							
	福祉用具・住宅改修等							

目的別の主な支援内容

相談する

認知症の人を支える制度やサービスにはさまざまなものがあります。まずは相談することからはじめましょう。「認知症かもしれない・・・」と思ったとき、またその後に変化していく状態に応じて、専門家と相談しながら上手に制度やサービスを利用していくことも大切です。



1) 地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口です。専門職（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等）が、相談に応じます。認知症の治療や介護に関する相談を受け、かかりつけ医やケアマネジャー等と連携協力しながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようお手伝いをします。認知症以外にも、介護保険制度、権利擁護等生活にまつわるさまざまな相談に応じます。

名称 (担当地区)	電話番号	対応日時
地域包括支援センター (若草・櫛形・甲西)	☎282-7339	認知症相談日 毎週水曜日 8時30分～12時 (※随時 窓口、お電話でも対応します。)
北部地域包括支援センター (八田・白根・芦安)	☎288-1440	

2) ふくし相談支援センター (社会福祉協議会)

コミュニティソーシャルワーカー (CSW)という専門相談員が一人ひとりに寄り添い、生活課題に対する相談支援を行います。

名称 (担当地区)	電話番号	内容
ふくし相談支援センター (若草・櫛形・甲西)	☎284-7830 (社会福祉協議会内)	生活の困りごと、住居に関すること、将来への不安、家族に関する悩みなど、様々な相談に対応し、解決策を一緒に考え支援します。
ふくし相談支援センター (八田・白根・芦安)	☎284-0828 (白根げんき館内)	

3) 県などが開設する相談窓口

名称	所在地・電話番号・対応時間	内容
認知症コールセンター (電話相談)	☎254-7711 月～金曜日 13時～17時	保健師等の専門職や認知症介護経験者が、ご本人やご家族のご相談に応じます。
介護福祉総合支援センター (電話・来所相談)	甲府市北新1-2-12 (県福祉プラザ1階) ☎254-8680 9時～17時 (土日祝日を除く)	介護についての知識や技術を習得するためのさまざまな講座の開設をしています。
精神保健福祉センター (電話・来所相談)	甲府市北新1-2-12 (県福祉プラザ3階) ☎254-8644 月～金曜日 8時30分～17時15分	精神保健福祉に関する専門相談の他、認知症高齢者の介護等により精神的に疲れている方などを対象に相談に応じます。
中北保健福祉事務所 (中北保健所) 地域保健課 (電話・来所相談)	韮崎市本町4-2-4 (北巨摩合同庁舎1階) ☎0551-23-3074 月～金曜日 8時30分～17時15分	保健・福祉・医療に関する専門的な相談に応じています。
山梨県若年性認知症相談支援センター (電話相談)	山梨市上神内川1363 (日下部記念病院内) ☎0553-22-2212 月～金曜日 10時～15時	若年性認知症支援コーディネーターが医療・福祉・就労等の総合的な支援を行います。
若年性認知症コールセンター (電話相談)	☎0800-100-2707 月～土曜日10時～15時 (年末年始・祝祭日を除く)	65歳未満で発症した若年性認知症の方やご家族のご相談に、専門教育を受けた相談員が応じます。
山梨県精神科救急受診相談センター (電話相談)	☎0551-20-1125 24時間365日体制	精神障がい者が地域で安心して暮らせるように早急に治療の必要性のある患者を対象として、受診相談に応じる電話相談の窓口です。

4) 公益社団法人認知症の人と家族の会

認知症の人と家族の会は、認知症の人とご家族を中心とした全国的な組織です。認知症についての知識や情報を得る学習会、悩みを分かち合う、仲間づくりを行う交流会を開催しています。認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

名称	電話番号	内容
山梨県支部 (あした葉の会)	☎244-2771	介護者の立場から相談をお受けします。やまびこの会では毎月第3水曜日に相談会と「オレンジカフェやまびこ」を開催しています。
南アルプス市 (やまびこの会)	☎090-1114-2870 (会長携帯)	

予防・悪化を防ぐ

認知症の進行にともない要介護状態になったり、現在の要介護状態が悪化したりしないようにすることも大切です。特に症状が軽度のうちは、自立した生活を目指して心身の機能を維持・向上させながら、できない部分を適切にサポートしてもらうための制度やサービスを利用しましょう。



いきいき百歳体操

- 高齢者の筋力アップを図る体操です。自分に適したおもりを、手首や足首につけ、椅子に座ってゆっくりと体を動かす約35分間の体操です。週に1回、地区の公会堂など身近な会場で住民主体により行います。地区の仲間が集う交流の場でもあります。
- 【問い合わせ】 介護福祉課 ☎282-7339

一般介護予防教室

- 水中らくらく運動教室・いきいき体操教室
- 高齢者が楽しく体を動かし、関節痛、腰痛、肩こりの改善や肥満解消を図ります。新聞折込みなどでお知らせします。
- 【問い合わせ】 介護福祉課 ☎282-7347

総合健診

- 認知症の予防には、生活習慣病予防が大切です。生活習慣病の予防やがんの早期発見のため、健康診査を受けましょう。詳しくは、「健康づくり日程表」をご確認ください。
- 【問い合わせ】 健康増進課 ☎284-6000

介護予防・日常生活支援総合事業

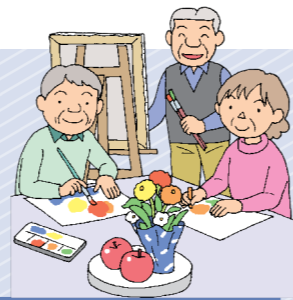
- 高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。要支援1、2の認定を受けた方や要介護認定を受けなくても、援助が必要であると判定された方が対象となります。訪問型サービスや通所型サービスがあります。
- 【問い合わせ】 地域包括支援センター ☎282-7339
北部地域包括支援センター ☎288-1440

通所リハビリテーション (デイケア)

- 介護保険サービスで送迎つきの介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士による生活機能を向上させるための機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。訪問介護や訪問看護、通所介護 (P14参照) なども検討しましょう。

他者とつながる／役割をもつ

認知症による生活機能の衰えなどがあると、本人は外に出かけて行く自信がなくなります。外出を控えて他者とのつながりがなくなることをふせぐために、安心して通えて、また通いたいと思える場所を見つけましょう。



ふれあい・いきいきサロン

●ふれあい・いきいきサロンは、身近な公民館等を使い、気軽に集い仲間づくりを行う場です。

【問い合わせ】社会福祉協議会 ☎283-4121

介護予防・日常生活支援総合事業

●高齢者の閉じこもり予防のため、健康体操、対人交流等を通じて介護予防と自立を支援するサービスです。通所介護施設等で、生活機能の維持向上のため体操や筋力トレーニング、食事などのサービスが受けられます。

【問い合わせ】地域包括支援センター ☎282-7339

北部地域包括支援センター ☎288-1440

老人クラブ

●地域での仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりを目的とし、教養講座、レクリエーション、そのほか幅広く高齢者が自主的かつ積極的に参加することができる交流事業を行っています。

認知症カフェ

●「認知症カフェ」は、出会いの場、情報交換の場です。認知症の方や家族が自分らしさを発揮できる場、安らげる場となることを目的に始めました。参加者は、自分でできる範囲の役割を持ち、生き生きと参加しています。地域の方もボランティアとして参加し、地域の方々との交流の場になります。

【問い合わせ】地域包括支援センター ☎282-7339

北部地域包括支援センター ☎288-1440

介護支援ボランティアポイント

●高齢者のボランティア活動に対し、ポイントを付与し、ポイント数に応じた交付金を付与します。

【問い合わせ】社会福祉協議会 ☎283-4121

社会福祉協議会

●ボランティアをしたい、ボランティアをお願いしたいなど、ボランティアに関する相談を受け付けています。

【問い合わせ】社会福祉協議会 ☎283-4121

シルバー人材センター

●高齢者が、培ってきた知識や経験、技能などを生かして地域社会に貢献できるよう本人のライフスタイルに合わせて、臨時的かつ短期的、また軽易な仕事の提供がされます。

【問い合わせ】シルバー人材センター ☎282-6633

市民活動センター

●市民の皆さんのボランティア活動やNPO活動などの市民活動を支援します。

【問い合わせ】市民活動センター ☎282-7325

安否確認・見守り

認知症で生活機能が衰えている高齢者がひとり暮らしだったり、同居する家族が仕事で外出するなどひとりで過ごす時間が長かったりすると、本人も家族も不安が募ります。日常生活の中で、健康面や安全面などにおいて、思いがけない異変にも対応できるような見守りの体制づくりをしましょう。



配食サービス (食の自立支援事業)

●65歳以上で食事の用意が困難な在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に、安否確認を目的として食事をお届けします。

【費用】一食につき…300円

【問い合わせ】介護福祉課 ☎282-7347

認知症サポーター

●認知症サポーターとは、「認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者」のことです。市では、随時サポーター養成講座を開催しています。P21参照

緊急通報システム 整備事業 (ふれあいペンダント)

●65歳以上で在宅の一人暮らし高齢者が急病または事故等の緊急時に見守りセンターに連絡できる緊急通報システム(端末機)を貸し出します。

【問い合わせ】介護福祉課 ☎282-7347

民生委員・児童委員

●厚生労働大臣から委嘱を受け、身近な相談窓口として、常に住民の立場で相談に応じ、地域包括支援センターなどと連携しながら必要な援助を行います。

認知症高齢者等GPS機能付機器取得費助成事業

●居場所を早期に発見できるGPS機器の購入に要する費用の一部を助成します。P19参照

おかえりマーク 見守りシール

●見守りシール(QRコード付きラベル)、おかえりマーク(氏名、連絡先等を記入して衣服や持ち物に取り付けることができるマーク)を無料で配布します。行方不明時の早期保護に役立ちます。P19・20参照

あったかカード

●あったかカード(避難行動要支援者支援カード)登録を行います。地域の皆様と要支援者自身が顔の見える支援体制を作ります。

【対象者】75歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯・障がいのある人・介護が必要な人等

【問い合わせ】福祉総合相談課 ☎282-7223

生活支援や身体介護

認知症による生活機能の衰えなどによって、日々の生活に支障が出るようになった場合は、介護保険などのサービスを利用しましょう。生活環境に合わせて、必要に応じたサービスを利用することで、「適切なサポートがあれば、これからも安心して充実した生活が送れる」という状態を保つことができます。

※介護保険サービスについては、いきいきガイドブックをご覧ください。



訪問介護 (ホームヘルプ)

- ホームヘルパーが自宅を訪問し調理、洗濯、掃除などの「生活支援」や、入浴・排泄・食事の介助などの「身体介護」を行います。

通所介護 (デイサービス)

- 通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などの支援を日帰りでを行います。また、認知症の人を対象にした「認知症対応型通所介護」もあります。

居宅療養 管理指導

- 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

訪問看護

- 看護師などが訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

通所リハビリ テーション (デイケア)

- 介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを行います。

ごみ出し支援

- 大型のごみの運び出しなどが困難なひとり暮らしの高齢者などを対象にした「運搬支援事業」を行います。
【問い合わせ】環境課 ☎282-6097

ふくし生活 支援サービス (有償サービス)

- 同じ地域の住民同士で生活上のちょっとした困り事を助け合いで解決する仕組みです。
【問い合わせ】社会福祉協議会 ☎283-4121

医療を受ける

認知症は、早期発見と早期治療が大切な病気です。正しく診断してもらい、適切な治療をはじめするために、日常生活で異変を感じたら、なるべく早く医療機関を受診しましょう。認知症の症状や状態に合わせて受診機関が分かれることもあるので、まずはかかりつけ医などを受診しましょう。

1 もの忘れ相談医

認知症の早期発見のため、ご本人やご家族の相談に応じます。簡易認知症検査や治療を行い、また症状によっては、専門医療機関等への紹介をします。

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
斉藤医院	南アルプス市在家塚1189	☎284-5771	津久井胃腸科医院	南アルプス市加賀美2885	☎284-6311
宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750	☎282-1107	こうの内科クリニック	南アルプス市桃園1688-3	☎283-8100
もちぎ整形外科リハビリクリニック	南アルプス市在家塚68-1	☎287-7600	笹本クリニック	南アルプス市下宮地433-1	☎282-4114
青沼整形外科	南アルプス市小笠原1611-1	☎282-0811	堀内眼科	南アルプス市小笠原386	☎282-0229
クリニックのうえ	南アルプス市吉田1260-8	☎283-1311	高原病院	南アルプス市荆沢255	☎282-1455
			アルプス腎クリニック	南アルプス市上今諏訪732-2	☎269-7315

2 認知症疾患医療センター

認知症の診断や問題となる行動への対応、症状に応じた医療機関の紹介、地域包括支援センター等と連携しながら、支援や専門的な相談対応を行う地域における医療と介護の連携拠点です。

医療機関名	所在地	電話番号
山梨県立北病院	韮崎市旭町上條南割3314-13	☎0551-23-5435
南山会峡西病院	南アルプス市下宮地421	☎282-2151

3 認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センターとの連携の推進役を担います。

医療機関名	医師名	所在地	電話番号
白根徳洲会病院	石川 真	南アルプス市西野2294-2	☎284-7711
南山会峡西病院	浅川 理	南アルプス市下宮地421	☎282-2151
	長坂 明仁		

4 認知症専門外来

認知症に関する専門外来を行っている医療機関です。

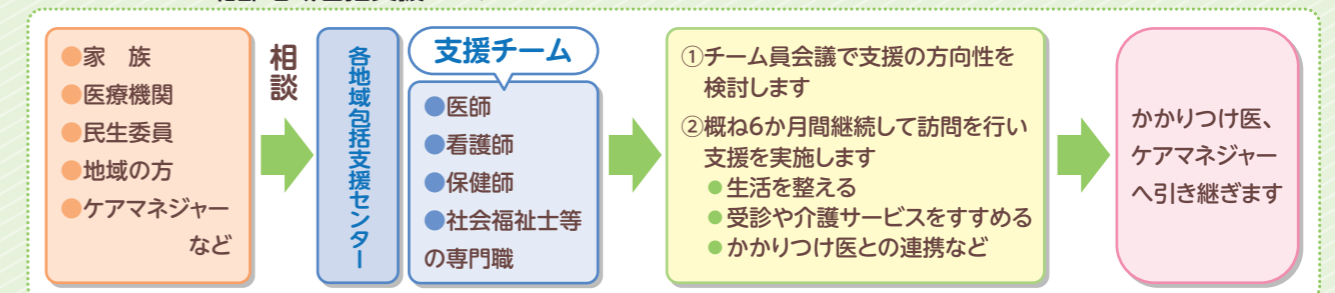
医療機関名	所在地	電話番号	診療内容
国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35	☎253-6131	もの忘れ外来 (脳神経外科内)
秋山脳外科	韮崎市大草町若尾1330	☎0551-22-8881	もの忘れ外来 (予約制)
ながせき頭痛クリニック	甲斐市中下条1844-3	☎267-2211	もの忘れ診断 (予約制)
日下部記念病院	山梨市上神内川1363	☎0553-22-0536	もの忘れ外来 (予約制)

5 認知症初期集中支援チーム

認知症の診断を受けていない人や治療を中断してしまっている人、適切な医療・介護サービスを受けていない人、医療・介護サービスを利用していても症状が悪化して対応に悩んでいる人などを対象に、医療・介護の専門職が「認知症初期集中支援チーム」として、ご自宅に訪問し、必要な医療や介護サービスを日常的に受けられるように支援します。

(問い合わせ) 地域包括支援センター ☎282-7339

北部地域包括支援センター ☎288-1440



家族を支援する

認知症の人を介護するのは決して容易なことではありません。特に在宅で介護している家族には大きな負担がかかりやすい傾向があり、介護する側の心身の負担を軽減することが大切です。介護する人に余裕が生まれれば、それは介護される人にも伝わり、お互いの信頼や安心につながります。



● 介護中マーク

- 認知症の方の介護は、他の人から介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見をもたれることがあります。介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。介護福祉課で配布しています。



● 家族の会

- 南アルプス市には認知症の人と家族の会「やまびこの会」があります。定例の相談会や交流会、研修会などを開催しています。

● 介護者のつどい (家族介護者交流事業・ 家族介護教室)

- 高齢者を介護している方を対象に、介護に関する学習会、介護者同士の交流、情報交換会などを開催しています。

● 短期入所 生活介護 (ショートステイ)

- 介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。本人の自立支援のためだけでなく、介護をしている家族の身体的・精神的な休息や、何日間か家を空けなければならない用事(冠婚葬祭への出席、出張など)のためにも利用することができます。

● 介護用品 購入費 助成事業

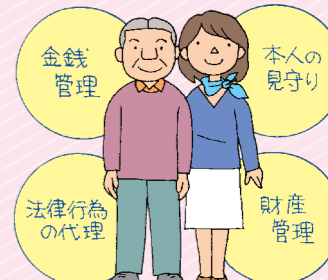
- 65歳以上で在宅の、介護保険料の所得段階が第1号～第5号の方のうち、次のいずれかに該当する方を介護している家族に対して助成します。
【対象者】(1) 要介護4・5の方
(2) 要介護3以下で要介護状態区分の認定調査の排尿または排便が全介助の方
【助成対象品目】紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、介護用シーツ、とろみ剤
【問い合わせ】介護福祉課 ☎282-7347

● 介護慰労金 支給事業

- 要介護3以上または要介護2以上かつ認知症自立度Ⅱ以上の状態が基準日前過去1年間継続している高齢者を在宅で常時介護している同居の介護者に支給します。
〔ただし、入院したり、介護保険サービスを利用している場合は対象外になる事があります。〕
【問い合わせ】介護福祉課 ☎282-7347

本人の権利をまもる

認知症によって判断能力が衰えてくると、日々の金銭管理や財産管理なども困難になり、契約で大きな不利益をこうむったり、犯罪の被害にあったりする場合があります。そんな「もしものとき」にあわてないように、サポート体制を整え、相談先を確認しておきましょう。



● 成年後見制度

- 判断能力が低下した人が、不利益や被害を受けることのないよう「成年後見人」などの支援者が、預貯金などの管理や介護・福祉サービス利用の契約等、法律行為を含む生活面を支援します。

● 日常生活 自立支援事業

- 判断能力が不十分な方に、契約を行う事で福祉サービスの利用援助、日常生活の金銭管理、契約時の助言等(契約の代行等法律行為を除く)を支援します。

【問い合わせ】成年後見センター ☎283-8722

名称	電話番号	内容
成年後見センター	☎283-8722	南アルプス市鏡中條1642-2 (社会福祉協議会内) 成年後見制度や日常生活自立支援事業等に関する相談
法テラス山梨	☎0570-078-326 ☎050-3383-5411	甲府市中央1-12-37 平日9時～17時 無料法律相談 毎週火、金曜日13時～16時 毎月第2月曜日9時半～12時半 (※要予約)
リーガルサポート	☎254-8030	甲府市北口1丁目6番7号 (山梨県司法書士会館内) 南アルプス市相談会 毎月第3木曜日13時～16時 (※要予約) わかくさ生涯学習センター

● 消費生活 相談窓口

- 悪質商法による被害や商品事故の苦情など消費生活に関する相談に応じています。

名称	電話番号	内容
消費生活センター	☎282-7323	南アルプス市小笠原376 (市民活動支援課内) 月～金曜日 9時～16時
県民生活センター	☎235-8455	甲府市飯田一丁目1-20 JA会館5階 月～金曜日 8時30分～17時
消費者ホットライン	☎188 (イヤヤ!)	全国共通 お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口をご案内します

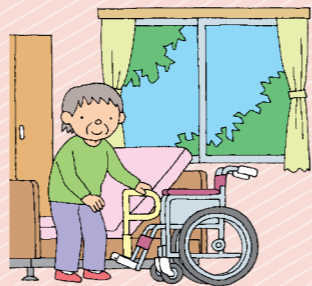
● 警察

- 認知症高齢者は、振り込め詐欺をはじめとした犯罪に巻き込まれやすい傾向があります。犯罪の被害にあったり、被害にあいそうになったら迷わず相談しましょう。

■南アルプス警察署 ☎282-0110
■警察総合相談 #9110 (つながらない場合 ☎233-9110)

住まいを考える

認知症による生活機能の衰えなどがあると、その状態に合わせて住まい環境を整えていく必要があります。ケア体制を含めた環境が整っている施設などへの入所も選択肢のひとつです。自宅での生活を続ける場合は、必要な住宅改修や福祉用具の利用を考えましょう。



● 介護保険施設

- 自宅での生活が難しい場合は、介護保険を利用して施設に入所することができます。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養病床等）（令和6年3月末廃止予定）、介護医療院があり、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選びます。

※特別養護老人ホームは要介護3～5の認定者が対象

● グループホーム （認知症対応型 共同生活介護）

- 認知症の進行を緩やかにすることを目的とし、共同で生活できる場（住居）で食事、入浴などのサービスや支援、機能訓練が受けられます。

※要支援2、要介護1～5の認定者が対象
また所得の低い方には利用者負担額を助成する制度があります。

● 軽費老人ホーム （ケアハウス）

- 60歳以上の方で自炊が出来ない程度の身体機能低下により、自立して生活するには不安があり、また家族の援助を受けることが困難な場合に、入所できる施設です。

● サービス付 高齢者向け 住宅

- バリアフリーに配慮した高齢者向けの民間賃貸住宅で、日中常駐する医療や介護の専門職が、日々の安否確認や生活相談などのサービスを提供しています。必要に応じて、食事の提供や訪問介護などのサービスを受けることもできます。

● 有料 老人ホーム

- 入居者が、入浴、排泄、食事などの日常生活のサービスを受けられる施設です。入居者の状況必要に応じて、介護付き、住宅型などいくつかの種類があります。

● 住宅改修

- 介護保険のサービスで、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が20万円（自己負担額を除く）を上限に支給されます。

● 福祉用具

- 介護保険のサービスで、日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与が受けられます。また、貸与に適さない入浴や排せつなどに使用する福祉用具の場合は、購入したときに購入費が同年度で10万円（自己負担額を除く）を上限に支給されます。

想いのマップ

病気や障害を持っても最期まで自分らしく生きられるよう、ご本人の想いや願いを、ご家族や大切な方、支援者と共有し、その想いを実現するために活用する冊子です。

元気なうちから自分の想いを整理し、大切な方と語り合うために活用できます。

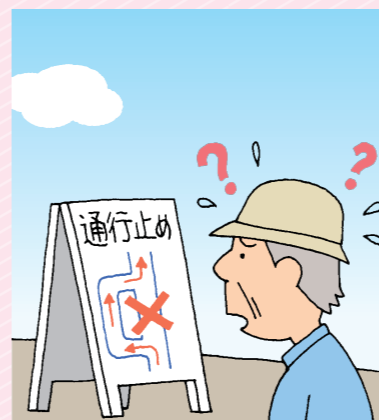
【問い合わせ】 中北保健福祉事務所 韮崎市本町4-2-4 ☎0551-23-3073

☆以下より書式をダウンロードできます。

山梨県 想いのマップ 検索 <https://www.pref.yamanashi.jp/ch-hokenf/omoinomap.html>

認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業

認知症の人が地域の中で安心・安全に暮らし続けられるように、地域の人や協力機関等が普段から見守り、行方不明になることを未然に防ぎます。万が一認知症の人が出掛けて戻れなくなってしまった際には、スムーズに連携し、早期発見・保護するための仕組みです。地域包括支援センターへの事前登録が必要です。



ネットワーク事前登録のメリット

- 事前登録を行うことで、一人ひとりの状況に応じた見守り体制を検討し、地域での見守りを行います。
- 万が一行方不明になった際に、事前登録をしていることで、身体的特徴、最近の顔写真等の確実な情報を元に、警察や協力者によるスムーズな発見活動が行えます。
- 警察に行方不明届けが提出された場合、ご家族の希望により、防災無線の放送を行います。さらに、南アルプスインフォ（スマートフォン携帯アプリ）により、見守り協力者への情報発信を行います。

～いざというとき、あわてないために～

認知症高齢者の行方不明は「まだ大丈夫」と思っている、予想もつかないときに起こります。本人は、混乱や動揺で普段答えられることも答えられなくなったりします。また道に迷っていても、助けを求めたりすることができないこともあります。日頃から、周囲に声かけをお願いしたり、連絡先が分かるものを身につけるなど備えをしておきましょう。

【相談・申請】 地域包括支援センター ☎282-7339 北部地域包括支援センター ☎288-1440 介護福祉課 ☎282-7347

身元不明者保護情報共有サービス

衣服等に貼った見守りシール（QRコード）を発見者が携帯電話やスマートフォンで読み取ると伝言板を表示します。現在位置情報等を入力すると、ご家族（事前登録の最大3名）に瞬時にメールが送信されます。双方で個人情報（電話番号や住所等）を明かさずに、迅速に迎えに行くことができます。

- 衣服等に専用のQRコードラベルを貼り付けておく
- 伝言板は保護者と発見者、自治体のみが見ることができます
- 行方不明の方かな？ 洋服のQRコードにアクセスしてみよう
- 24時間365日 素早く連絡が取れる！



夜間や暗い場所で発光する樹脂製シール



アイロンで圧着する耐久性の高い布製ラベル



貼付例



GPS機器

GPS機器や見守りシール等を利用して早期発見に備えましょう。

もし行方不明になってしまったら、ためらわずに早めに警察に相談しましょう。

相談窓口 南アルプス警察署 ☎282-0110

日中行方不明になったことが分かり、自力で探しても見つからず夕方になってから警察署に届けることが多いですが、時間が経てば経つほど捜索範囲を広げなければならず、発見が困難になります。できるだけ早く（1時間以内）警察に相談してください。

行方不明の人をまちぐるみで見守り、探す取り組みを進めています

このような場合には声がけをお願いいたします！

- ★夜中や早朝にとぼとぼ歩いている、疲れた様子で座り込んでいる
- ★きょろきょろあたりを見回している、声をかけても脇目もふらず、一目散に歩いている
- ★季節に合わない服装をしていたり、身なりや履物がちぐはぐなど不自然な様子
- ★車道を歩いたり、道路を横切ろうとしているなど危険な行動が見られる
- ★その他困ったような様子が見られた場合

「こんにちは」「お暑いですね」などゆっくりと穏やかな口調で話しかけ、少し一緒に歩きながら「ちょっと腰掛けてひと休みしませんか」などと声をかけてみてください。

気がかりな言動がある時には、警察に連絡、体調が悪そうなどときには消防署に連絡を。自分ひとりで対応できない場合はまわりの人に助けを求めましょう。

おかえりマーク



おかえりマークを見かけたら…

このマークをつけた人には助けが必要です。ラベルシールのQRコードを読み取りし、家族等へ連絡、もしくはおかえりマーク内側の連絡先に電話をお願いします。

家族や警察官の到着まで話し相手をお願いします。

認知症の人への対応の心得
"3つのない"

- 1 驚かせない
- 2 急がせない
- 3 自尊心を傷つけない

具体的な対応の7つのポイント

まずは見守る

認知症と思われる人に気付いたら、本人やほかの人に気付かれないように、一定の距離で、さりげなく様子を見守ります。近づきすぎたり、ジロジロ見たりするのは禁物です。

余裕を持って対応する

自然な笑顔で応じましょう。

声をかけるときは1人で

複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ1人で声をかけます。

相手に視線を合わせてやさしい口調で

小柄な人の場合は、体を低くして視線を同じ高さにして対応します。

おだやかに、はっきりとした話し方で

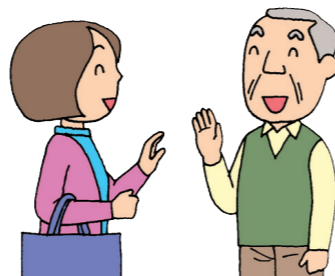
高齢者は耳が聞こえにくい人が多いので、ゆっくり、はっきりと話すように心がけます。

相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

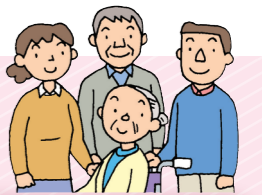
認知症の人は急がされたり、同時に複数の問いに答えることが苦手です。

後ろから声をかけない

一定の距離で相手の視野に入ったところで声をかけます。唐突な声かけは禁物。

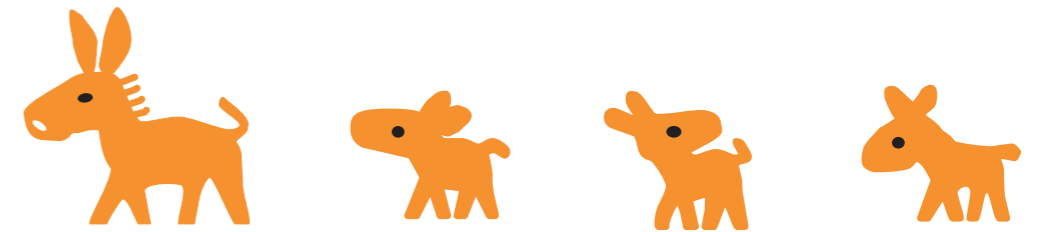


地域全体で認知症の人を支えよう



誰もが、認知症になる可能性があります。多くの人が「住みなれた地域で暮らし続けたい」と望んでいます。認知症になっても、友人との交流や行きつけの場所への外出など、なじみのある環境で過ごすことが、その人らしさを保ち病状の安定につながります。

認知症の人が地域で暮らし続けるためには、周囲の理解や見守り、声かけが必要です。



認知症サポーターとは

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことです。周囲に認知症の知識を正しく伝える、認知症の方や家族の気持ちを理解する、声かけをするなど自分のできる範囲で地域の見守り役として活躍します。

認知症サポーターになるには

「認知症サポーター養成講座」(60~90分)を受講すれば、どなたでもなることができます。自治会、各種団体、サークル、お友達同士、職場、小中学校など、少人数でも講座を開催させていただきます。認知症サポーター養成講座を修了された方には、サポーターの証である受講証明書をお渡ししています。開催日時などのご相談は、**地域包括支援センター** (☎282-7339) にお問い合わせください。



山梨県認知症サポート事業所とは

山梨県では、認知症サポーターを配置し、認知症の人への適切な対応に努める事業所を「認知症サポート事業所」として登録し、ホームページにて公表しています。

ステッカーは、事業所内に1名以上認知症サポーターがおり、認知症の人とその家族への見守りや支援に取り組んでいる証です。



店内で困っていたら、やさしく・ゆっくりと声をかける。レジでは、ゆっくりと金額を伝え、急がさないように、ゆっくりと待つなど、認知症の人が安心して出かけられる場所が増えることを目指しています。

認知症の人との接し方

年長者として敬い、その人の自尊心を傷つけるような態度をとらない。

言葉にできない認知症の人の気持ちを介護者は推し量り、それに寄り添う姿勢が大切です。



言葉以外の笑顔やスキンシップによるコミュニケーションも心がける。

その人の個性を尊重し、言葉になりづらいメッセージをさぐる。

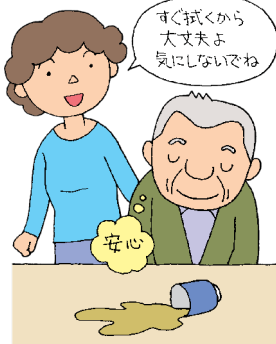
認知症になる前のその人の姿も思い浮かべながら、「この人の場合は、今は何を望んでいるだろう」と言葉にできないメッセージをさぐるようにしましょう。



自立を目指した間違いや失敗に対しては、まず「大丈夫」と肯定する。

地域社会や家庭の中で、何か大切な役割が果たせるように支援する。

受け入れられることで罪悪感や孤独感は和らぎ、失敗にめげず「自分のことはできるだけ自分でしたい」「何か役割をもちたい」「周囲の仲間に入りたい」といった意欲を再び奮い立たせることができます。



ひとりで介護を抱え込むのではなく、複数の人と協力して支える。

「介護者」であるはずの自分が「虐待者」になるまで追い詰められないように、周囲の人たちと協力して心の余裕を保ちましょう。



相談窓口

総合的なご相談

高齢者に関する総合窓口です。保健・医療・福祉に関して総合的に継続的に支援します。また、高齢者虐待に関する相談・通報先でもあります。

南アルプス市地域包括支援センター

住所／〒400-0395
南アルプス市小笠原376 (市役所介護福祉課内)
電話番号／282-7339

南アルプス市北部地域包括支援センター

住所／〒400-0221
南アルプス市在家塚1156-1 (白根げんき館内)
電話番号／288-1440

身近な地域におけるご相談

日々の困りごとの相談に応じています。

ふくし相談支援センター (若草・櫛形・甲西)

住所／南アルプス市鏡中條1642-2
(社会福祉協議会本所内)
電話番号／284-7830

ふくし相談支援センター (八田・白根・芦安)

住所／南アルプス市在家塚1156-1
(白根げんき館内)
電話番号／284-0828

問い合わせ先

南アルプス市役所 介護福祉課 介護予防担当

電話番号／282-7339
FAX番号／282-6189